

ボードーパヤー王の對外政策について

——ビルマ・コンバウン朝の王權をめぐる一考察——

渡 邊 佳 成

はじめに

一 東方世界の王と西方世界の王

二 「ビルマ世界」の諸王

三 「ビルマ世界」のソープワー

結びにかえて——王權の強化

はじめに

一七五二年、下ビルマを本據として成長しつつあったモン族の支配に叛旗を翻したアラウンバヤー Alaungpaya (一七五二—一七六〇) は、上ビルマ、シェンボー Shwabo 地方を本據としてコンバウン Konbaung 朝を建て、以後五年間の歳月を費やしてビルマを統一し、今日のビルマ連邦社會主義共和國からアラカンを除いた地域をその版圖とするに至った。その後、アラウンバヤーは目を外に向け、マニプル Manipur、タイ等の周邊の諸國に攻撃を繰り返し、第三代の王であるシンビューシン Hsinbyushin (一七六三—一七七六) の時には、タイのアユタヤ朝を滅ぼし (一七六七)、その間、上ビルマに侵入してきた清朝の軍隊をも撃退する程の強國となつていった。そして、コンバウン朝の最盛期を現出した第六代の王ボー

ドーパヤー Bodawpaya (一七八二—一八一九)の時代を迎える。一七八二年に即位したボードーパヤーは、一七八五年にアラカン Arakan を占領し、その後しばしばタイに遠征を繰り返して、それに失敗するや、一轉して目を北西に轉じてマニプル、アッサム Assam へ進出していくというように戦争に明けくれ、彼の版圖は大いに擴大したと言われる。⁽²⁾

これらコンバウン朝前期における膨脹主義とでもいうべき積極的な對外進出について、從來の研究の多くは個々の戦争の推移を述べるのみにとどまり、結局は國王の好戰的性格に由來するものであるとして事足れりとしてきた。確かに、個々の戦争においてははその契機となるべき直接的要因が存在したであらうし、そこには國王の個人的資質も關與したであらうことは間違いない。しかし、それだけでは、場合によっては國家そのものをも覆しかねない對外戦争が何故に時をおかずして繰り返されていったのかという疑問は解消されない。

膨大な財政支出、稀少な人的資源の涸渇という危険性を犯してまで國王を戦争に驅り立てたものは何であつたのか。敗北の可能性、民衆の不満といったものを無視してまで國王が對外進出を重ねていった要因とは何か。コンバウン朝前期において、戦争は國王の征服欲を満足させる以上の何らかの意義を有していたのではないだろうか。こうした問題を理解するためには、これらの戦争が國家の對外政策の中で如何なる意味を持っていたのか、さらには、王朝の國家構造において外交が如何なる役割、機能を果たしていたのかを明らかにする必要があると思われる。

本稿では、上述の問題に一つの回答を示しビルマの膨脹主義とは如何なるものであつたのかを理解する一助として、ボードーパヤーの對外政策の様相について考察を加えることとしたい。そして、以下に擧げる史料の検討を通じて、彼の有していた外交理念、世界觀というものを再構成し、コンバウン朝前期の國家構造、王權の概念の一端を明らかにしていきたいと考えている。

- (1) KBZ: *Ua Mon Mon Tan, Kanbhoñhak Mahawajawantōkṛti*, vol. I & II, *Laytinnāṇḍinūmhnipituk*, Yankun, 1967—68.

(2) ROB: Than Tun ed., *The Royal Orders of Burma, A. D. 1538—1885*, pt. 3—6 (A. D. 1751—1810), The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University 1985—87.

(3) YY: Yü Yü, "Mramma Samüin Ahokahâmâyâ, 1143—81," *Nūnūm samüin sutesana caacōn*, no. 1 (1977), pp. 59—132.

これらのうち、コンバウン朝一代の年代記であるKBZを用いることの有効性について一言述べておきたい。この年代記は、コンバウン朝滅亡後、元高官であったウー・ティンが三つの異なる年代記をつなぎ合わせて一九〇五年に刊行したもので、ボードーバヤーの詔敕集である(2)、(3)に比べると、史料価値が落ちることは確かである。しかしながら、本稿の扱う時期に關していえば、一八二九—一八三二年に編纂された欽定年代記マンナン・ヤーザウィン *Hmanñan Mahaaraja-vaññābheri* (神話時代—一八二二年までを記述)のコンバウン朝の部分がKBZにそのまま引用されており、記述、表現の形態は一貫している。また、現存する詔敕を集めた(2)、(3)が断片的な情報しか與えてくれないのに對して、KBZは一貫した記述内容を持つており統一的なイメージを我々に與えてくれるという點において重要な史料である。⁽³⁾ただ、そこから得られる國王の世界觀、支配の理念といったものが、過去の現實の政治、支配の中で實際に存在し機能していたのかという問題は依然として残る。それは、當時の年代記編纂者たちが作りあげた空想の世界であるかもしれないし、歴史研究者たちんとする筆者が築きあげた虚像にすぎないのかもしれない。しかし、欽定年代記という性格を考えるならば、そこには、國王が模範例としてそして反面教師として認めた、あるいは認めるであらう支配の在り方というものが存在したことは間違いない。この意味において、年代記編纂者が記述する過去の世界——それが空想の世界、理想の世界を表現しているか、ほぼ現實の世界を描寫しているかは別として——を再構築していくことは、コンバウン朝の國家構造を理解していく上で重要な意義があると思われる。以上のことを念頭におきつつ、ボードーバヤーの對外政策を検討していくこととした

一 東方世界の王と西方世界の王

ボードーパヤーの外交政策・外交理念をみていく際に、それが最も鮮明に窺えるのは、東方の大國清朝との關係においてであった。一七六九（乾隆三四）年の清緬戰爭停戦後、冷戦状態が續いていた兩國の關係はボードーパヤーの即位後好轉していった。年代記が述べる國交回復の状況は以下のようなものであった。一七八七年四月三日（B. E. 1149. 1. 細⁽⁴⁾）、中國皇帝からの親書、貢物を攜えた使節團三百人がティンニー Simu（木邦）に到着したことが報ぜられた。ボードーパヤーは、六月三日（B. E. 3. 細⁽⁵⁾）使節に謁見した後、親書に述べられている同盟（caajamhaanti）の申込みを受諾する旨の返書と皇帝への貢物を答禮使節團に託して中國へ派遣した。

以上がビルマ側史料の傳える國交回復の状況であるが、強固な中華思想に立つ清朝がこのような使節を派遣したとは信じ難い。『大清高宗純皇帝實錄』（以下、『高宗實錄』）には、一七八八年、ビルマが遣使朝貢して恭順の意を示してきたことが記されている（乾隆五三年六月丙申）。十月、乾隆帝は使者に謁見して、ボードーパヤーに敕諭・佛像・文綺などを下賜して、ビルマが屬國となったというのが清朝の傳える國交回復の事情である。⁽⁶⁾ここにいうビルマの遣使朝貢が、先に述べた八七年六月の清朝の同盟申込みに對する答禮使節であることは、兩國の記録が傳える使者の名前、その行程の一致からほぼ間違いない。⁽⁷⁾それでは、一七八七年の清朝側の同盟申込みは何であったのかという疑問が起ってくるが、これは、鈴木中正氏の言われるように、雲南の順寧知府全保・耿馬土司罕朝瓊らが、當時兩國間の主要貿易ルートであった永昌騰越||バモー Banno（蠻摩）間のルートの繁榮を順寧||耿馬||ティンニー（木邦）ルートに代替せんとして、北京には祕密で敢行した僞使節であった。⁽⁸⁾

こうした雙方の記録を見ると、兩國とも國交回復の端緒を相手側の遣使に始まるとし、兩國の大國意識が表出していて興味深い。清朝の側では、南方の小國にすぎないビルマが大國の清に背き戦争をおこしたが、國王も代わり歸順して

きたので許してやろうという意識を持っていたことが明らかであり、ビルマの側では、全保の捏造した偽の親書への返書の中で、

二國の王は代々親交を結んできた。それに従って釘を打ち込むように固く誓いを立て同盟を結べば、子々孫々まで〔兩國は〕二つの金葉が一つの金葉になるかの如く〔友好を深めることに〕なるであろうという話、朋友である黄金宮の主(乾隆帝)や皇后……などが幸せに暮らしているという話を聞いてうれしかぎりである(KBZ II, p. 47)。(10)

書の中で、ボードーパヤーは自らを「西方において傘さす大國の王すべてを支配する〔王であり〕白象・紅象・斑文の象の主、金・銀・ルビー・琥珀鑛山の主であり、Siiri pawara wijayananta yasa tribhawanaa dityaadipati pandita mahadhammarajaadhiraaja なる稱號を持つ佛教施主、日出ずる處の王、この世の主、大法王」と稱し、中國皇帝を「東方において傘さす大國の王すべてを支配する朋友、黄金宮の主」と呼んでいる。(12)これらのことからボードーパヤーが以下のような認識を持っていたことがわかる。すなわち、自分も乾隆帝も共に自らを中心とする世界を持ち、その世界の支配者として君臨する王であると考え、兩者は對等であると認識していたのである。こういった大國意識に根差した對等意識は、その後の清朝との關係において隨所に顔を出してくる。

年代記によれば、一七九〇年九月七日(B. E. 1152. 6. 潤14)、眞珠・王冠等の貢物と王女三人を献上すべく清の使節團百人が到着したことがバモ어의ソーブワー cōbhwa (13) から報ぜられ、十月二十日(B. E. 8. 卅13)、それらを首都アマラプーラの宮殿で受納した、という。(14)これを清朝の史料と照合してみると、以下の事實が明らかとなる。一七九〇年三月、雲貴總督富綱より、封號の授與と開關通市の公許を請うとともに乾隆帝の八旬萬壽を祝うためのビルマの慶賀朝貢に關する第一報が届いた。(15)乾隆帝は殊のほか喜んで、授封の敕書と國王印を北京で貢使に手交する前に、褒諭と詩章を前以て下賜

するよう富綱に命じ、⁽¹⁶⁾ 糧道永慧、參將百福らをビルマへ派遣させた。この一行が年代記に見える清の使節團であった。⁽¹⁷⁾

すなわち、御製の詩と褒諭を下賜するはずの使節が、ビルマでは、王女と貢物を獻上する使節として扱われているのである。どの段階でこのすり替えが行なわれたかは明らかではないが、ここにもビルマの清朝に對する對等意識が窺える。こうした對等意識が最も明瞭にわかるのが、一七九二年一〇月二二日 (B.E. 1154. 8. 11. 8) の中國への遣使である。年代記によれば、ボードーバヤーは乾隆帝に *Siiri tipawara mahanaaga sudhamma raaiaadhiraajaa* なる稱號を賞賜⁽¹⁸⁾、それを印した金板とルビーで裝飾された二十四條のサルウエー *calway* など様々な禮物を贈り、また富綱にも *Mahasir-hasura* なる稱號を印した金板と十二條のサルウエーなどを下賜するために、⁽¹⁹⁾ パモー・ソーブワーを長とする使節團を派遣したのであった。勿論、これらの使節團は、清朝の記録では、⁽²⁰⁾ 度重なる乾隆帝の恩賜に感激したビルマ王が謝意を表し、皇帝の萬壽を祝うために派遣したものであるが、ボードーバヤーの意識の中では、自分と同等の存在である乾隆帝に稱號を與え、身分位階を示すサルウエーを與えることによって、自らを優位に位置付けようとしたことが想像できる。

自らを一段上に置こうとする彼の意識が窺えて興味深いのは、乾隆帝から皇帝の交代を知らせる使者が一七九六年三月末に到着したと、年代記に記されていることである。⁽²¹⁾ そして、その親書には次のようなことが述べられている。

……子供のシウーイエー *Hriwura* (十五節)⁽²²⁾ にチャースインウィン *Krachahwān* (嘉慶) なる名前を與えて王とすることにした。私はといえば、インドラ神のおかげをもつて、王子の位にあること二十五年、登位して六十一年、齢八十六歳になるまでぼけたり耳も遠くなることなく元のままの體力を十分保っているけれども、年老いたことでもあるので、息子のシウーイエーに位を譲ることにした。息子のシウーイエーは普通の子供ではなく國事を十分に擔える人間である。ビルマ國と中國は同盟を結んでいる。「それ故」重大事であろうとどんな些細なことであろうと、それがシウーイエーの身に起こったなら、「彼を」あなたの本當の弟か子供だと思つて見守り助けてやって下さい (KBZ)

II, pp. 98—99.)

勿論、この様な筆致の親書を乾隆帝が送ったなどとはとうてい信じられないし、事實、清朝の記録にもそういった記載は見當たらぬ。ただ、この間の経緯を想像させるものとして、前年の九月にビルマが遣使朝貢をして敕諭を賜ったという記事が『高宗實錄』に見え、また、十月に皇帝交代の詔があったこと(23)から考えて、恐らく、このビルマ使節が雲南の地方官のどちらかを通して皇帝交代の情報が入り、それがまたどこかの段階で、乾隆帝からの使節に姿を變えられ、ボードーパヤーの許に傳つたものと思われる。

これ以降(24)ボードーBagyidaw(一八一九—一八二二)の二一八二二年至るまで、清朝との交渉についての記載が年代記には見當たらないが、いづれにしろ、上にみてきたような兩國の關係から、ボードーパヤーは自らを——ないしは、年代記編纂者がボードーパヤーを——次のように認識していたことがわかる。すなわち、ビルマ王としてのボードーパヤーはただ單にビルマを支配する王というだけの存在にとどまらず、周邊諸國の王をも支配する「諸王の王」という存在であり、自らを中心として廣がつていく世界の支配者であつた。一方、清朝の皇帝は別の世界における「諸王の王」的存在であり、ビルマ王と同等の存在として意識されていた。換言すれば、ビルマ王にとって、世界は一つではなく幾つも存在するものであつた。そして、それらの内、一つの世界の中心には自分が位置し、又、別の一つの世界には清朝の皇帝がいたのである。ビルマ王は清朝との關係において西方世界の支配者であり、清の皇帝は東方世界の支配者であつた。また、この時點においては、世界が幾つあるとしても、そこには彼等二人に匹敵するほどのものはいなかつたのである。このことは、ボードーパヤーの時代には、「兩國國王の關係においてのみ」「同盟」raajamahantit(25)という言葉が用いられ、他の周邊の諸國はいうまでもなく、イギリス國王との關係においてすら用いられたことからも明らかである。

では、ボードーパヤーの考えるビルマ王を中心とする世界(以後、「ビルマ世界」と呼ぶ)とは、どのような世界であつたのであろうか。この「ビルマ世界」の範圍は地圖上の境界線によって明確に區別されるのではなく、それぞれの國の支配

者がどの世界に属するかによって決定されていた。それ故、ビルマ王とそれぞれの王との力関係によってその範圍は搖れ動くが、年代記等に表われてくる諸國との關係から考えると、西はインドのデリー、ペナレスあたり、東はベトナム、北はアッサム、南はセイロンあたりまでを含むものであったと思われる。この「ビルマ世界」の中の國々は、ほぼ二つのグループに分けることができる。一つはミン・まゐ(王)と呼ばれる支配者が統治する國々であり、いま一つはソーブワー(cōhwaā(藩侯)と呼ばれる首長の下にある比較的小さな政治統合である。そして、ビルマ王との關係で言えば、ソーブワーは支配の同心圓のより内側に位置し、ミンに比してかなり明確な從屬關係がビルマ王との間に存在していた。これらのミン、ソーブワーを傘下に置いて「ビルマ世界」を治めているのがビルマ王であつた。すなわち、ビルマ王はタンバイア S. J. Tambiah 氏のいふゆる“world conqueror”(轉輪聖王 cakravati)であつた。⁽²⁶⁾しかし、これはあくまでも理想の世界であり、ボードーパヤーの即位當初においては、ビルマを統治するのが精一杯で理想とは程遠い状態であつた。したがって、ボードーパヤーの度重なる對外進出とは、この理想と現實のギャップを埋めようとする彼の意圖の表われであり、「ビルマ世界」を完成しようとする一連の政策であつたと解釋することができる。以下、この時期のビルマと周邊諸國との關係を見ていくことによって、このことは明らかになるであらう。

二 「ビルマ世界」の諸王

ビルマ王は「ビルマ世界」において「傘さす大國の王すべてを支配する」とはいうものの、それは實質的な支配を意味するのではなく、諸王(ミン)が娘や貢物を獻上することによって服從の意を示すという朝貢關係にすぎなかつた。ボードーパヤーは、このノミナルな上下關係を實現させることによって理想の「ビルマ世界」を構築しようとしたのであり、さらには、ノミナルな上下關係を實質的な從屬關係に移行させることによって、理想の世界をより高い次元に引き上げようとしたのであつた。

そのまず第一歩が一七八四年—八五年のアラカン占領であった。一七八四年一〇月に首都を出發した皇太子指揮下の三萬三千の軍隊は、同年末アラカンの都ミョウハウン Mrinôn を包圍した。⁽²⁷⁾ビルマ軍の侵攻に敗北を覺悟したアラカンの皇太子らは、マハータンマダーザー Mahasammata Rajā 王に次のように進言している。

このようになったからには、嫡出の王女をビルマ王に献上し、大アラカン國における地位を壊さないよう配慮されてはじめて、王自身だけでなく國民僧俗すべてが平和に暮らせましょう (KBZ II, p. 6)。

この上奏に對して、アラカン王は、

大アラカン國の王たちが代々ビルマ王に子女を献上したことは、先例・歴史に見當たらぬ。……今、余の御世からビルマ王に子女を献上するようなことになれば、私の體は一瞬の内に消滅してしまふだろう。大アラカン國に君臨したマハータンマダーザーなる王はビルマ王に子女を献上して支配を受けねばならなかったと、代々忘れられることなく語りつがれていくだろう (ibid., p. 7)。

と反論し、一族を連れて都から落ちのびていった。この問答から、子女の献上が、「ビルマ世界」においては、ビルマ王の支配（もちろん名目的ではあるが）を受けることを意味していたことが明瞭に窺える。また、當時のアラカンは、本來なら「ビルマ世界」に含まれてビルマ王の支配を受けるべき國であるにもかかわらず、その指標となる朝貢を行なっていなかったことがわかる。⁽²⁸⁾それ故、ボードーパヤーは、アラカン國內の混亂に乗じて、⁽²⁹⁾アラカンを武力で抑えつけ「ビルマ世界」に組み入れようとしたのであった。ところが、朝貢關係を成立させようとした彼の意圖は、アラカン王の斷固たる拒否に遭うことによって、アラカンをより強い從屬關係に置こうとするものに變化していく。以下、簡単にその後の状況をみていくことにしよう。

一七八五年一月首都を占領したビルマ軍は、アラカン王をも一族共々捕えることに成功し、一萬の守備隊を残しアマラプーラへと歸っていった。⁽³⁰⁾その後のアラカンは四つのミョウムル⁽³¹⁾に分割され、中央から派遣されたミョウウン Mruiwan⁽³²⁾

の統治を受けることになる。すなわち、ビルマ中央政府がアラカンの徴税・課役権をも掌握し、アラカンに直接統治下に置くことになったのである。これが何時のことかは正確に跡づけられないが、一七八五年三月にはアラカン・ミョウウンなどが任命されていること、同年末のタイ親征の際に食糧調達を命ぜられていることから考えて、かなり早い時期にミョウウンが派遣されたことが想像できる⁽³³⁾。また、一七八七年一〇月の詔敕で、「アラカンミョウは我が國のミョウ、ユワワガ(村)となった」と述べアラカン語の印章、貨幣の使用を禁止し、アラカン山脈をはさんだビルマ側のミョウとの境界を定めていることから、ボードーパヤーがアラカンに直接支配下に置いたと認識していることが窺える⁽³⁴⁾。徴税権を握ったことに關しても、一七八七年十一月の詔敕で收穫の十分の一の米を税として取立てるよう命令していること、一八〇二年に行われた租税調査の報告書シタン cactan (後述) が現存すること、アラカン地方から税として送られてくる銀の純度が劣悪であるので不足分を補えという詔敕がでていることなどから、明らかである⁽³⁵⁾。

それでは、何故に、アラカンは「ビルマ世界」の諸王という存在から一足飛びにビルマ本體に組み入れられなければならないのだらうか。その理由を直接語ってくれる史料はないが、先に述べたように、朝貢關係の樹立をアラカン王が拒否するという事態に直面したボードーパヤーには、ミョウウンによる支配以外に道はなかったものと思われる。すなわち、「ビルマ世界」の完成を目指す彼にとって、その第一歩から顧くことは許されなかったのである。また、タントゥン Than Tun 氏の言われるように、アラカンにおける佛教を復興させ名高いマハムニ佛像をアマラプーラへ將來するという宗教的意圖もそこにはあったであらう⁽³⁶⁾。そして、それは、佛教の護持者としての國王の權威を高めるものでもあった。こうした政治的要因以外に、一七九五年にビルマへ派遣されたサイムズ Michael Symes が「その土壤の豊かさや商業の適性はビルマ王の食欲を引きつけた」と述べているように⁽³⁷⁾、アラカンの經濟的意義に着目したことが考えられる。なかでも、その貿易の繁榮に強い關心を抱いていたことが、アラカン・インド貿易に従事する商人の脱税に關連してアラカン税關の長官を處罰したこと、アラカンにおける密輸の監督強化を命じる詔敕を發したことなどから窺える⁽³⁸⁾。

以上述べてきたように、アラカンはビルマ王の直接支配下に組み入れられていくが、その支配は必ずしも順調ではなかった。紙幅の都合上、ここではその全體について觸れるだけの餘裕がないので別稿にゆずることとするが、以下の點について指摘しておきたい。ビルマ語史料からは税の徴収が必ずしもうまくいかなかったことが想像できるだけであるが、英文史料によれば、イギリス領に逃れた亡命者集團がアラカンの各地を略奪し、一八一一年には大反亂が発生するに至る⁽³⁹⁾。そして、その過程の中で、イギリスは亡命者集團の存在を容認し「ビルマ世界」の實現を妨害する存在として見なされるようになっていった。しかし、これらの事件は年代記には一言も述べられていない。これが何を意味するのか。年代記が過去に起こったすべての出來事を敘述するわけでもないし、また、できようはずもない。それはどの國のどの時代の史料にも言えることであろう。そこには、取捨選擇があり、場合によっては加筆修正もほどこされるであろう。それは、先に述べた中國との關係においても、また後述するタイ、アッサムとの關係においても見られることであつた。しかし、逆に言えば、その取捨選擇、修正こそが年代記編纂者の價值觀なり、世界觀なりを最も鮮明に反映しているのである。さらに言えば、それを編纂させた者の意圖をも投射しているのではないだろうか。そういう意味において、「ビルマ世界」實現の第一歩は、アラカンをミョウウン支配下に置くことによって一應の成功を収めたと言える。もちろん、その支配を嫌ってイギリス領に逃げこんだ亡命者集團の處置という重大な課題が現實的には残つてはいたが、「ビルマ世界」から遊離していたアラカンを、單なる朝貢關係ではなくそこから一步も二歩も進んで不完全ながらも直接支配下に置いたことは、「ビルマ世界」の完成という大梓の中では、大きな前進であつたと思われる。それでは、他の諸王との關係はどのような變化していったのであろうか。次に、タイとの關係を見ていくことにしよう⁽⁴⁰⁾。

一七八五年、アラカン問題に一應の決着をつけたボードーバヤーは、同年十一月一日(B.E. 1147. 8. 11. 10)、自ら五萬の軍を率いてタイ遠征に乗り出していった⁽⁴¹⁾。この時投入された軍隊は總勢十四萬にものぼつたといわれる。この數は他の對外戰爭に比べてはるかに多く、非常に大規模な作戦であつた。何故に、かように大規模なそして國王自らが乗り出して

いくほどの戦争がタイとの間に行なわれなければならなかったのだろうか。年代記、詔敕などの史料には、この親征の軍事行動についての詳しい記述が見えるだけで、その原因とか目的については何も語ってくれない。ただ、一箇所だけ、ボードーパヤーの意圖を想像させてくれるのが、以下に掲げる戦争の最中に届いたというタイ王からの手紙である。

大アワ國 Awapaṅkṛī (カント) と ユーダー國 Yūdayāpāṇ (タイ) が二つに分かれることなく、金銀の道を通して戦争をせず、生きとし生けるものすべてが平和に暮らせるようにしよう (KBZ II, p. 30)。(42)

このタイ王の手紙から、タイとビルマは對等の國であるという意識が窺えるが、こうした意識は、「ビルマ世界」の實現を目指すボードーパヤーにとっては阻害要因以外の何ものでもなかったのである。また、コンバウン朝初期の王たちがタイ遠征を繰り返したことを考え合わせれば、彼の頭の中では、タイは「ビルマ世界」においてビルマに匹敵する大國となる可能性のある唯一の國であった。しかしながら、その可能性は、本來であれば、シンビューシンが一七六七年にアユタヤ朝を滅ぼした時に摘みとられたはずであった。ところが、ボードーパヤーの即位當初においては、タイはその痛手から立直りラーマ一世の下にラタナコーシン朝が勃興し、前述の可能性は再び現實味を帯びてきたのであった。換言するならば、タイは「ビルマ世界」に一度は組み入れられたが直ぐにそこから離脱しようとしている存在として、ボードーパヤーの目には映ったのである。しかも、タイという國はビルマに對抗しうる可能性を秘めた國であるが故に、その離脱は絶対に防止しなければならない重要な問題であったのである。このような彼の思惑を明確に示してくれる史料はないが、次代の王であるバジードーは、一八二一年にタイ遠征を決意して以下のような詔敕を出している。

タイは代々我が「手中の國」laknakuṇṇāntō⁽⁴³⁾であった。後に王となった者はそこに住む僧俗すべての生き物を正法 dharma によって治め守ることをせず、「ビルマ王への」忠誠の誓いを守らず離反していった。それ故、シンビューシン王は、……アユタヤ國全體を占領して再び「タイを」「手中の國」とした。ところが、その後タイ國において、王統に當るものが軸となり新たに「國を」建立し「ビルマと」分かれてしまった。しかも、そこに住む僧俗すべての

生き物を正法に従って養い見守っていくべきであるのにそうしていない。それ故、……余自ら進軍して占領する (KBZ II, pp. 339—40)。

ここには、「ビルマ世界」から離脱して新たな世界を作り出したタイという國家像が明確に窺え、アラカンの場合と同じように、戦争の正當性の根據として佛教を正面に押しだしてきていることがわかる。ボードーパヤーも同様の認識かあるいはそれ以上の危機感を持ってタイ親征を遂行していったことが想像できる。

そして、こうした政治的要因以外に、サイムズが「この島 (Junk Ceylon: 現在の Phuket) の獲得によって、ビルマ人は『マレー』半島の商業を獨占し、タイがインドと交渉をもつのを妨げようとした」と述べているように、⁽⁴⁴⁾ アラカンを掌握したボードーパヤーは、テナセリム Tenasserim 海岸を完全に支配下に置くことによって、ベンガル灣の北岸すべてを握りその交易による繁榮をも手中にしようとしていたことが考えられる。

上述のような様々な意圖の下に、ボードーパヤーはタイの都バンコックをめざして進軍していくが、翌一七八六年一月と二月と九月の二度にわたる戦鬪に敗れ、結局何の成果をあげることもなく退却していった。⁽⁴⁵⁾ すなわち、タイを「ビルマ世界」の諸王の位置に引き留めることに失敗し、理想の世界の實現の第二步において頓挫することになってしまったのである。しかも、ビルマ王が實質的な支配を及ぼしている地域にもタイが勢力を伸ばしてくるといふ、ボードーパヤーが最も恐れていた事態が発生する。「ビルマ世界」から離脱した新たな「世界」を作り出したタイが「ビルマ世界」の中心であるビルマ本體にも介入してきて、理想世界の實現どころか、ビルマの統治そのものが覆されかねないという危機的状況に直面することになったのである。これ以降約二十年間斷續的に續くタイ遠征は、そうした状況の擴大を未然に防止し、あわよくば、タイを再び「ビルマ世界」に引き戻すためにとった行動だと理解することができる。以下、KBZ の記述に従って、その過程を簡単に追っていくことにしよう。

チェンブイ Janmyay; Chiang Mai 地方とその北方のシャン Shan 地方はタイ系のシャン族の居住地域であり、ビル

マ王は傳統的にその族長であるソーブワーを通して間接統治を行なってきた。そして、彼等ソーブワーは、時の政府の強弱に應じてビルマ王に属したり、タイ王に属したりしていた。ボードーパヤーのタイ親征の失敗は、當然彼等の離反傾向を促したであらうし、事實、ランパーン Lampang の領主であったカーウィラ Kaaw(i)la; Kaviia は、バンコックの意を受けてチェンマイ全域に勢力を伸ばしつつあった。⁽⁴⁶⁾このことは、「ビルマ世界」構想は言うに及ばず、その基礎となるビルマ本體の支配をも危うくすることにつながるものであった。それ故、ボードーパヤーは、一七八七年から翌八八年にかけてカーウィラらを攻撃し、彼等の據るランパーンなどの制壓には失敗したものの、それ以北のチェンマイ地方の掌握には成功し、シャン地方の離脱という危機をようやく乗り越えたのであった。⁽⁴⁷⁾

ところが、三年後の一七九一年には、南部のマルタバン Martaban、テナセリム地方において、チェンマイ問題よりもさらに重大な事件が発生する。アラウンパヤーのビルマ統一によって版圖に加えられたマルタバン地方は、モン族などの居住地域であり、ミョウウンによる直接支配を受けていたが、ビルマ族の支配からの離脱傾向を常に示していた。そのマルタバン地方において、⁽⁴⁸⁾ダウエー Daway; Tavoy のミョウウンがタイに内通してその支配下に入ることを申し出るという事態が発生したのであった。⁽⁴⁸⁾これを放置しておけば、テナセリム半島だけでなく、モン族の住む下ビルマ全域の支配に重大な影響を及ぼすと考えたボードーパヤーは、翌一七九二年三月、二萬四千の軍を派遣してダウエー鎮壓に乗り出したのであった。⁽⁴⁹⁾一方、ダウエー・ミョウウンの援助要請を受けたラーマ一世は、皇太子に四萬の軍を授けてダウエー防衛に當たせるとともに、あわよくば、モン族の住む下ビルマを征服しさらには上ビルマをも攻撃しようと準備を進めていた。⁽⁵⁰⁾ここに、ボードーパヤーが最も恐れていた、タイによるビルマ本體の破壊という事態が現實のものとなつていった。しかし、同年末には、タイ軍を撃退してダウエーを回復し、下ビルマ支配の崩壊という最大の危機は回避されるに至る。⁽⁵¹⁾

このようにして、下ビルマやシャン地方の異民族の離反を武力で抑えつけることには成功するが、それを裏で畫策し援助するタイの脅威は依然として存在し、また、當面の課題として、ランパーンなどチェンマイ地方南部のカーウィラ勢力

の除去という問題が残っていた。しかし、一七九七年から九八年にかけての戦鬪に敗れたビルマ勢力は、その後のカーウイラの活動によってそれまで維持してきたチェンマイ北部をも奪われ、この方面からの退却を餘儀なくされてしまう。⁽⁵³⁾こうして、タイを「ビルマ世界」に組み入れるという所期の目的は完全に失敗し、さらにチェンマイ地方の離脱をも招く結果に終わってしまったのである。

ところが、KBZ, ROB に、一八〇七年一月、タイから朝貢使節が到着しタイ王の親書や貢物を献上したという記事が、突如として現われる。⁽⁵⁴⁾ただ、タイ側の史料である『ラーマ一世年代記』などには、この使節については何の言及もない。この前後の詔敕、ウエンク K. Wenk 氏の引用するタイ側の史料から判断すると、この使節は北タイを掌握したカーウイラが平和を求めて派遣した偽使節であった可能性が高い。⁽⁵⁵⁾いずれにしろ、KBZ は、タイ王の側からの働きかけによって朝貢關係が復活し、タイは「ビルマ世界」の諸王の位置に再び置かれることになったというのである。これは何を意味するのであろうか。この使節到着までの十年間、そしてそれ以後の兩國の關係について KBZ は何も語らない。ただ、現存する詔敕などを見ると、この間においても、チェンマイ、テナセリムをめぐって兩國の緊張關係は續き一八〇七年半ばから一〇年にかけてそれが爆發したことは確かである。⁽⁵⁶⁾ここに、我々は年代記編纂者の意圖を垣間見ることができるのである。誰が派遣したかという問題は残るが、朝貢使節の來訪という事實によって、彼等は、事實上失敗に終わった對タイ政策についての記述に終止符を打つ絶好の機會を與えられたのである。

以上みてきたように、「ビルマ世界」實現の第二步は、KBZ の上では、紆餘曲折を経てようやく成功を収めるに至る。しかし、それはあくまでも表面を取り繕ったものであり、その實情は、偽使節の派遣による朝貢關係の復活という非常に不安定な要素の上に成立したものであった。従って、タイの「ビルマ世界」からの離脱はいうに及ばず、シャン地方、下ビルマなどへのタイ勢力の介入の虞れは依然として解消されていなかったのである。これを、先に述べたアラカンへの進出と比べれば格段の差があった事は明白であり、「ビルマ世界」の實現は大きく後退したといってもよいだろう。

それ故、ボードーパヤーは、これ以降北のマニプル、アッサムへ勢力を伸長することによって、その威信を回復し、「ビルマ世界」構想を實現しようとしたのであった。そして、それに成功することによって王權を強化し、下ビルマ、シャン地方などの離反を防止しようとしたのであった。マニプルは一八〇七年に「ビルマ世界」に編入され、一八一四年には、より従屬度の強い位置に置かれることになるが、それは後述することにして、まず、アッサムについて見ていくことにする。⁽⁵⁷⁾

KBZなどを見ていくと、アッサムの王は、不定期ではあるが、ビルマに王女と貢物を献上し朝貢していたことがわかる。一七九七年七月、アッサムからの使節が献上した貢物は、十四歳になる美しい王女、武器、象牙などであった。⁽⁵⁸⁾ KBZには、これ以前の朝貢についての記述が無いこと、この時の貢物の獻納方法について細々とした指示を出していることなどから判断して、この時はじめてアッサムは「ビルマ世界」に組み入れられたものと思われる。そして、これ以降も一七九八年末に三人の王女を献上し、一八〇一年、一八〇六年六月に朝貢使節を派遣するなどして、⁽⁵⁹⁾「ビルマ世界」構想に忠實な優等生的存在となっていた。一方、この當時のボードーパヤーは、先述の如く、「ビルマ世界」構想の正念場であるタイ遠征に挫折し、逆に成長しつつあるタイという存在によってビルマ本體をも覆されかねない危機的状況に直面し、その失地回復の場を熱望していた。ただ、この時点においては、アッサムは模範的存在であるが故に、その場をアッサムに求めることはできなかった。ところが、一八一四年、そのアッサムにおいて内紛が発生し、失地回復の絶好の機会を得ることになる。

一八一一年に即位したチャンドラカンタ Swargadeo Chandrakanta Singha は名目的な王にすぎず、實權は大臣層が掌握していた。この大臣の間に紛争が発生し第一の實力者を排除しようという計畫が立てられるが、一八一四年六月、未だに發覺し失敗に終わる。この計畫に荷擔した高官の一人はカルカッタに逃れ東インド會社の援助を求めるが拒否され、⁽⁶⁰⁾ボードーパヤーの援助を求めるに至る。これがアッサム側の傳える内紛の實情であるが、KBZには少し違った形で傳え

られている。すなわち、高官同士の勢力争いが反亂によるアッサム王の廢位という事件にすりかえられ、しかも、その後でイギリスが暗躍しているという構圖まで附加されている。⁽⁶¹⁾これは、亡命してきたアッサム高官が捏造したものであると思われるが、いずれにしろ、ボードーパヤーにとっては、優等生的存在であるアッサム王の廢位は、アッサム進出の理由としては十分すぎるほど重大な事件であった。そして、その語る所をそのまま信用して、軍を發しチャンドラカンタの復辟に成功する（一八一七年三月）⁽⁶²⁾。その結果、アッサム王から「先祖代々の地位である王位を授與してくださった御恩 *kyejhuto* は何代かけても返しきれるものではありません」⁽⁶³⁾という言葉を引きだし、今まで以上に明確な上下関係を構築することとなった。しかも、その後も續く内紛によってアッサムの從屬度は強まっていった。

一八一八年、インドに亡命していたアッサムの高官たちがイギリスの援助を受けて勢力を盛り返し、再びチャンドラカンタを廢位させるといふ事件が起こる。⁽⁶⁴⁾この報告を受けたボードーパヤーは、

アッサムは我が「手中の國」である。……アッサム王チャンドラカンタを王位につけた後、將來叛徒どもが敢えて反亂を起こさないよう、また「國內を」平穩たらしめるために、アッサムの都に大兵力の國軍を守備隊として駐屯させよ（KBZ II, p.202）。

という詔敕を出し、同年一月一萬七千の軍を派遣した。ビルマ軍は、翌年二月には反亂の鎮壓に成功し、チャンドラカンタを復辟させ「アッサム全域を彼に付託して王とした」のであった。⁽⁶⁵⁾ここに、アッサムは「手中の國」から、より從屬度の強い存在として認識されるようになった。すなわち、アッサムは名實ともにビルマ王の所有物として意識され、それをアッサム王に託して統治させ、それだけでは心許無いのでビルマ軍を駐屯させて補佐させるといふ、いわば保護國的存在となったのである。こうして、タイ進出の失敗によって搖らぎかけていた「ビルマ世界」の構想は、再び大きな成功を収め現實のものとなっていったのである。

以上みてきた周邊諸國の諸王との關係をまとめると次のようになる。一七八二年に即位したボードーパヤーは「ビルマ

世界」構想の實現に着手し、それに基いて周邊の諸國へ進出していった。その結果、有力な三國との關係において重大な變化がおこった。朝貢關係すらなかったアラカンは直轄領となり、ミョウウンの支配を受けることとなった。「ビルマ世界」からの獨立志向を示したタイは、結果的には「ビルマ世界」秩序からの逸脱を果たすが、名目的には朝貢關係が復活し「ビルマ世界」の諸王としてとどまったとされた。その失點を補うため、アッサムは朝貢國から「手中の國」へ、そして軍隊の駐留する保護國的存在にされていった。こうして、「東方において傘さす大國の王すべてを支配する王」というボードーパヤーの理想は、諸王との關係においては、ほぼ實現することとなったのである。また、それとともに、こうした「ビルマ世界」秩序の潜在的阻害要因としてのイギリス、タイという存在も現實のものとなつていった。それでは、「ビルマ世界」において、ビルマ王への從屬度という點で、諸王と直接支配地との中間に位置する土侯國との關係は、どのように推移していったのであろうか。次に見ていきたい。

三 「ビルマ世界」のソーブワー

ここでいう土侯國とは、ほぼ部族單位にまとまった比較的小規模の政治統合を指し、その首長はソーブワーと呼ばれ、タイ、アッサム等の大國の首長であるミンとは嚴密に區別される。そのソーブワーは、誰の支配に屬するかで大きく三つに分類することができる。第一はビルマ王に從屬するソーブワーであり、第二は「ビルマ世界」の諸王ないしは他の世界の王に屬するもので、雲南の土司、アッサムのトゥラー Tūilyāa; Tura⁽⁶⁶⁾ 等がこれにあたる。第三は、どの王にも屬さない獨立的なソーブワーであり、この時期のマニプル、マレー半島のケダー Kedah⁽⁶⁶⁾ などがこれにあたる。

ビルマ王に屬するソーブワーとしては、北部の對アッサム政策の據點となるモーガウン Mōkōn、北東部、東部、對清朝外交の據點となるバモー、ティンニー、そしてシャン地方、チェンマイ地方などのソーブワーらが代表的なものであり、これらの地方は、アラウンパヤー、シンビューシンの時にビルマの支配下に入り、ソーブワーを通して間接支配を受

けていた。ただ、重要な地方には、中央からミョウウン、シッケー *cickay* (副司令官、副長官) などが派遣され、國境の防衛、ソーブワの監視などに當っていた。こうしたソーブワの權力構造などについては專論が必要であるが、ここでは行論の都合上、ビルマ王との關係に焦點をしばって論を進めていくこととしたい。

ボードーパヤーが行政一般の在り方について發した詔敕に、ソーブワに對する基本的態度を窺わせる條項がある。そこでは、ソーブワに管轄地域の司法權が全面的に付與され、また、その地域に關する命令はすべてソーブワを通して行ふことが明記されている。そして、「ソーブワも一本の傘さす諸侯 *padesarai* (地方の支配者) に違いない」のであるから、十種の王法 *māhikāyāṃso tarāsaypā* を守れと述べている。⁽⁶⁸⁾ このようにソーブワは一應の自治を認められていたが、ビルマ王への服従は絶対的なものであり様々な命令に従わねばならなかった。その地位も世襲ではあるがビルマ王の承認を得なければならなかったし、時には廢位させられることもあった。⁽⁶⁹⁾ また、ソーブワ位の繼承争いがあった場合には、ビルマ王の裁定によって決定された。⁽⁷⁰⁾ それでは、こうしたソーブワたちはビルマ王に對してどのような義務を負っていたのであろうか。臣下 *kywantō* と見なされていたソーブワは、年三回のガドーブエー *kantōpway* の儀式の内、雨安居開けには地方のミョウウンらと同様に宮廷を訪れ、國王に忠誠を誓い貢納しなければならなかった。⁽⁷¹⁾ また、マニブルを攻撃し一時的に支配したアラウンパヤーは「三年に一回娘・妹を、毎年金十チェイン *khin*、馬百頭……を〔獻上〕」、戦争の際には高官、騎兵千……を率いて余が進軍するあとに従え。恩義、服従の誓いを守り奉公すれば、大ソーブワになることができよう」と述べている。⁽⁷²⁾ このことからわかるように、ソーブワは、娘・姉妹の獻上、⁽⁷³⁾ 毎年の貢納、戦争の際の従軍などが義務づけられていた。また、特別にその地方の特産物の獻上を命ぜられたり、戦争の時に糧食の供給を割當てられたりした。⁽⁷⁵⁾

こういった様々な義務を持つソーブワたちは、もちろん唯々諸々としてビルマ王の支配に服していたのではない。時の王との力關係によってその服屬は大いに左右されただろうし、弱體な政府の下では彼等が獨立したり、別の諸王に屬す

るということもあったであろうことは容易に想像できる。しかし、「ビルマ世界」の實現を目指すボードーバヤーにとっては、こうしたソーブワの離反傾向は絶対に防止しなければならない重要な課題であった。それ故に、一八〇五年から一八一〇年にかけて孟連 *Mainlyan*、车里 *Kyūinrankri* をめぐる對立が清朝との間に起こったのであり、また、何度となく繰り返されたチェンマイ遠征も、こうしたボードーバヤーの意圖の表われだと理解することができる。そして、この文脈において先に述べた周邊諸國との關係を考えるならば、その對外進出は、從屬度の同心圓の中ではソーブワの外に位置する諸王との間に明確な上下關係を確立しそれを明示することによって、その内側に位置するソーブワの離反を防ごうとした行動であったと言ってもよいだろう。

ボードーバヤーは、自分に從屬するソーブワを確實に把握するだけでなく、「ビルマ世界」構想に則って、第二、第三のグループに屬するソーブワをも從屬させようとした。ボードーバヤーの詔敕をみていくと、一八〇六年から一八〇八年にかけて、中國の蓋達 *Candā*、北西部のタウントゥッ *Sonswap*、北部モーガウン附近のカチン *Kachin* 族、⁽⁷⁷⁾ プルなど多くのソーブワが、彼の支配下に入ったことに氣がつく。このことは、先に述べたタイとの關係を思い浮べれば、非常に興味深い事實である。すなわち、タイ進出の失敗からの威信回復の第一歩がこれらソーブワの歸屬であり、第二步が前述したアッサムへの進出であったのである。これらのソーブワの歸屬については不明の點が多いが、ここでは、その間の事情を示す史料が比較的多く残っているマニプルについて、見ていくこととしたい。

マニプル進出のきつかけは、アッサム同様、國內に内紛が起りそれにビルマ王が介入していくことから始まる。KBZによれば、一八〇六年、マニプル・ソーブワのチョーラジット *Chourajit Singh* とその弟マーシット *Marjit Singh* は、

「ビルマ王の」熱き御威徳にとても耐えられないので、娘と貢物を獻上して臣下になって *Kywantokham* はじめ
て、マニプル國における榮華を壞すことなく、國民生き物すべてと共に、平穩に暮らすことができるだろう (KBZ II,

p. 158)。

と考えて、ボードーパヤーの元に使節を派遣することを決定した。ところが、誰の娘を献上するかで兄弟の間に不和が生じ、結局、二組の使節がアマプーラに到着することになる。⁽⁷⁸⁾ここに、ボードーパヤーは威信回復の場を發見し、一千の軍を派遣して兩者の調停に乗り出していった。そして、弟のマージットからは「臣下となって國王に御奉公したい」という言葉を引き出し、兄のチョーラジットからも「御威徳にすぎり平穩にすごしたい」という言葉を得、⁽⁷⁹⁾翌一八〇七年には、兩者の調停に成功する。⁽⁸⁰⁾ここにおいて、シンビューシン以來獨立的であったマニプルは、ビルマ王に從屬するソーブワーとして意識されるようになる。そして、この後、兩兄弟の間に再び紛争が発生することによって、マニプルのビルマに對する從屬度は高まっていくのである。

一八一〇年、チン Chit 族の反亂に乗じてソーブワーの位を篡奪せんとしたマージットは、その戦いに敗れアマプーラに寓居することとなった。⁽⁸¹⁾「ビルマ世界」の盟主たらんとするボードーパヤーとしては、これを放置できず、一八一三年、チョーラジットをアマプーラに召喚して兩者を和解させようとするが、彼はそれに應ぜず逆にマニプルの防備を強化するという行動にでた。⁽⁸²⁾こうした反抗的態度は、ひいては「ビルマ世界」秩序の崩壊につながると考えたボードーパヤーは、一八一四年二月、二萬の軍を派遣し、チョーラジットをマニプルから放逐して、マージットをソーブワーに即けることに成功する。⁽⁸³⁾こうした経過を見てくると、一つの疑問が浮かび上がってくる。それは、本来ならば正統性を重視するはずのボードーパヤーが、何故に篡奪者たらんとするマージットを支持したのかという疑問である。ここにこそ、我々は、ボードーパヤーの意圖、すなわち、獨立的志向を有するソーブワーよりも從順なソーブワーを選択しようとする意圖を見ることができるのである。事實、ビルマ王の軍事援助によってソーブワーの位についたマージットは、他のソーブワー以上に從屬的なソーブワーとして意識されるようになったのである。⁽⁸⁴⁾

以上みてきたように、ボードーパヤーは、從來支配下にあったソーブワーを確實に把握するだけでなく、その圏外にあ

ったソーブワーをも自らの支配下に編入することに成功し、ソーブワー地域の支配強化という目的は達成されるに至る。そして、先に述べたアッサムの保護國化と相俟って、ボードーパヤーの理想とする「ビルマ世界」は、諸王との關係においても、ソーブワーとの關係においても、完成を迎えたのであった。しかし、ボードーパヤーはその完成を享受する間もなく、一八一九年六月五日(B. E. 1181. 3. 17. 13)逝去し、その維持充實は、孫であるバジードーに委ねられることになる。そして、彼には、名目的に「ビルマ世界」に留まったとされるタイを實質的に「ビルマ世界」に編入するという大きな課題が残されていた。また、もう一つの課題として、アラカン、アッサム支配の阻害要因として意識されるようになったイギリス東インド會社という存在が彼の前に横たわっていた。こうした課題を解決しようとしたのが、先に引用したタイ遠征の詔敕であり、また、第一次英緬戰爭であったと思われるが、それは別稿にゆずるとして、ここでは、こういった「ビルマ世界」構想が何故に打ちだされねばならなかったのか、そして、それを實現できた原動力とは何であったのかということについて、簡単な推論を述べて本稿の結びとしたい。

結びにかえて——王權の強化

前節までの議論から明らかなように、ボードーパヤーによる周邊諸國への進出は、「ビルマ世界」の實現という外交理念に基づいて行われたものであった。そして、こうした外交理念は、コンバウン朝初期においても窺える。アラウンパヤーは、自らを「ビルマ國、シャン國、ユン Ywan 國(北タイ)、カテー Kasān 國(ニプル)、タライン Talain 國(モン國)などの王都大國に傘さす王すべてを支配する」と呼び、⁽⁸⁵⁾下ビルマのモン、ビルマ北部、シャン地方等を自らの支配圈に組み入れていったし、シンビューシンも、「ヤダナープーヤアワ大黄金國 Ratanaapura Awahreprattokrī (ユン)と傘さす王すべてとを支配する白象主」と自らを呼び、⁽⁸⁶⁾タイのアユタヤ朝を滅ぼし、また、マニプルにも進軍していた。しかしながら、歴代の各王の場合は、現實と理想の間に大きな開きがあった。アラウンパヤーはビルマ全域を支配下

に収めることに終始するのみであったし、シンビューシンはタイを傘下に収めることに成功するが、清緬戦争の勃發によつてそれも結局は失敗に終わったのである。すなわち、「ビルマ世界」という理想を掲げながら、その世界の中におけるすべての國を自らの傘下に置くことは實現できなかったのである。

ボードーパヤーの場合も、やはり、即位當初においては、周邊の各國が「ビルマ世界」に包含されているとは、とうてい言い難かった。マウンマウン Maung Maung による王位篡奪を覆して即位したボードーパヤーの地位は、當然のことながら、不安定なものであった。それ故、彼の地位を脅かす可能性を持つ王族たちを多數處刑した（一七八二年二月）⁽⁸⁷⁾のであったが、その後も、王位僭稱者の王宮亂入事件（一七八二年一〇月）⁽⁸⁸⁾、下ビルマのモン族の反亂（一七八三年九月）⁽⁸⁹⁾、一部王族の謀反（一七八四年四月）⁽⁹⁰⁾などが起こり、依然として國內の動搖が續いた。こうした状況の中で、ボードーパヤーは國內の統治を進めていくと共に、一七八四年一〇月のアラカン遠征をはじめとして周邊の諸國へ進出していったのである。國內統治の安定化すら十分でないのに對外戦争を繰返すのは、一見矛盾した政策のように思えるが、ボードーパヤーにとっては、これら二つの政策は相即不離のものであった。なぜなら、王權の強化こそが國內統治の安定化に直結しており、そのために最も有效な手段が、前代の王が果たしえなかった「ビルマ世界」の實現であったのである。換言するならば、ボードーパヤーは、「ビルマ世界」を完成し、自らを「世界」の支配者というビルマを超越した絶對的存在に引き上げることによつて、王權を強化し國內統治の動搖を治めようとしたのであった。そして、それと同時に、王權をさらに強化するために、佛教の擁護者としての君主理念の確立にも努力していったのである。すなわち、自分は偉大なアショカ王の正當なる後繼者であり、佛教を保護し繁榮させていく最大の後援者たる存在であるから、すべての人々から尊敬され服從を受ける資格を有するのだという論理を正面に押し出していったのである。石井米雄氏の言葉を借りるならば、⁽⁹¹⁾「國王がサンガを支え、サンガは正法を嗣續し、正法は國王による支配の正統性原理として機能する」ような構想を持つ「佛教國家」を作り出そうとしたのであった。こうした王權の概念はビルマ史を通じて見られるが、⁽⁹²⁾篡奪に近い形で國王となった

ボードーパヤーは、歴代の王以上に功德・善行を積んで偉大なる佛教の擁護者となり、自らの王權を正當化しなければならなかったのである。事實、KBNには、ボードーパヤーによるバゴダや僧院の建立・修復についての記載が隨所に散見し、歴代の王のそれを壓倒するほどであるし、また、王の死後に列擧される功德の数も大變多い。⁽⁹³⁾しかし、バゴダの建立や僧院・僧侶への數々の寄進といったサンガへの物質的支援もさることながら、ボードーパヤーをして眞の佛教擁護者たらしめた最大の業績は、石井氏のいわゆる「サンガの清淨性の護持」への貢獻であつた。⁽⁹⁴⁾國王の支配に正統性原理を與える正法は、サンガの中に保存されサンガによって傳承されるが、そのサンガは、清淨性、すなわち持戒を圓滿具足することを要求された。ところが、コンバウン朝下のサンガは、戒律をめぐって偏袒派と通肩派に二分され兩者の間に激しい論争が續いていた。⁽⁹⁵⁾ボードーパヤーは、これを解決せんとして、即位直後の一七八二年六月、詔敕を發してサンガを通肩式に統一させた。⁽⁹⁶⁾そして、一七八六年、宗教淨化委員會を發足させ、それを母體としたものを唯一のサンガとして兩派の對立を發展的に解消するとともに、戒律を整備し持戒の嚴守を要求して佛教を淨化していったのである。⁽⁹⁷⁾佛教の擁護者たる彼の權威は、一八〇〇年、上座部佛教では本家にあたるセイロンの沙彌に具足戒を授け、セイロンにアマプーラ部が設立されるに至って、さらに高揚することになる。⁽⁹⁸⁾

こうして、ボードーパヤーは佛教の擁護者たる王となり、また、「ビルマ世界」の實現者となることによって、自らの王權を強化し、支配裝置を有効に機能させ國內の實質的な把握を進めていったわけであるが、この王權の強化と國內統治の實效化とが同時進行的に遂行され、相互に補完しあうという作用を果たしたことはいうまでもない。すなわち、王權の強化・君主理念の確立によって自らの國內統治の絕對性・正統性を打ち出し、國內を確實に把握していくと共に、逆に、支配裝置の有效性を高めることによって、王權の強化・君主理念の確立のための原動力を引き出していったのである。具體的に言えば、有效な支配裝置を築いていくことによって、「ビルマ世界」構想に基づく積極的な對外進出に必要な軍事的・財政的な裏付けを行い、また、サンガの後援者たるための財政的・勞働力的基盤を固めていったのである。ここで

は、その支配装置の全體を紹介するだけの餘裕もないし、その能力もないので、積極的な對外進出を維持し、かつ、サンガへの後援を支えるのに大きな關連を持ったであろう政策について簡単に觸れておくこととしたい。

その一つが、一七八三年から八四年にかけて實施された各アフムダン ahmuthâm のリスト carân 及び各ミョウ、ユワのシッタン cactâm の作成・提出である。⁽⁹⁹⁾アフムダンとは、軍務などを中心とする様々な公務に恆常的に従事することと義務付けられた階層であり、一般農民であるアティー asatî とは嚴密に區別される。⁽¹⁰⁰⁾そして、彼等は地方行政の枠外に置かれ、その職掌毎に各部隊、集團 acuanân の長を通じて中央と直結していた。兵士階層・下級官人層ともいうべき彼等は、社會全體の四割を占めていたとも言われ、その分布地域も都を中心とする上ビルマに集中していた。⁽¹⁰¹⁾土地に對して人口が稀薄な状態にあったビルマにおいては、こうしたアフムダン階層の組織化は人的資源の掌握のための有効な手段であり、逆にその崩壊は國家の崩壊につながるものであった。事實、リーバーマン V. B. Lieberman 氏が述べている如く、⁽¹⁰²⁾前代のニャウンヤン朝（一六〇五—一七五二）の滅亡の一因として、アフムダン階層の崩壊が考えられる。従つて、即位直後のボードーパヤーによるリスト作成は、國家にとって重要な意味を持つアフムダン階層を確實に把握し國家の人的資源を有効に活用しようとする試みであつたことがわかる。

一方、アフムダンのリスト作成と時を同じくして行われたシッタンの作成は、アティー階層を掌握し稅收を確實にするための試みであつた。⁽¹⁰³⁾シッタンは、その地方を管轄するトゥージー suktin（首長）が自らの管轄地域に關する種々の情報を國王に報告するという形をとる。その書式は明確には決定されていなかったようであるが、一般的に、以下のような内容を含んでいる。まず、調査年月日、回答者の名前・役職が記され、次に、回答者がその職に就くことの正當性についての説明が述べられる。そして、その職務内容、管轄地域の範圍、領内の土地の種類、租稅の種類、住民の賦役の内容、領内の村落數・戸數・人口、住民の種類・身分などが報告される。このような内容を持つシッタンは、租稅・賦役の確保のための財源調書であるとともに、地方官吏の職掌・義務などを規定したものであり、また、逆に地方官吏の權限・利得を

保證するものでもあった。すなわち、ボードーパヤーは、各ミョウのトゥーギーにこうした調書を提出させることによって地方權力を掌握し、また、地方による腐敗を解消し、各地住民の租税・賦役を確實に把握しようとしたのであった。一方、地方權力にとっては、ある程度の自律性を保持したまま中央の行政機構の中に組み込まれることを意味し、また、そうすることは、自らの權力の正當化、安定化につながるものであった。⁽¹⁰⁾中央と地方の妥協の産物ともいえるこの政策は、コンバウン朝においては、すでにシンビューシンの時代に打ち出されていたが、これは、バガンなど一部の地域にしか適用できず失敗に終わっていた。そして、この政策を繼承し全國的に施行していったのがボードーパヤーであった。

こうして、ボードーパヤーは、これらのリスト、シッタンを通じて、國家の人的資源を確實に把握し、また、財政的基盤を確立していくと同時に、先に述べた對外進出、佛教の擁護など、自らの權威を高め王權の正統性を主張していくための事業の原動力を形成していったのである。ただ、その後も何度かこうしたリスト、シッタンの訂正・作成が實施されていることから考えて、人的資源の掌握は完全なものであったとはいい難く、その意味において、國王の權威を宣揚する手段としての對外進出などが繰り返されたとも考えられる。すなわち、ボードーパヤーによる「ビルマ世界」の完成は、自らの王權強化と大きな關連を持ち、また、國內における統治の進展と相互に補完的な機能を擔い合うものであったのである。そして、今まで國王の好戰的な性格で以て説明されてきた對外進出は、王の單なる野心から發した脈絡のないものではなく、「ビルマ世界」實現のための一連の政策であり、國內の統治政策と密接な關連を持つものであったと理解することができるのである。

以上、本稿においては、ボードーパヤーの對外政策を跡づけることによって、コンバウン朝國家の國王が有していた世界觀というものを抽出し、そこにおいて戦争、外交が果たした意義、そして、國家の支配構造の中で如何なる役割を擔っていたのかということについて検討を加えてきた。そこで導き出された結論はすべて王權の強化ということに收束しているが、本稿では、轉輪聖王 cakrawatī; cakravatī としつゝの王權概念を検證し、正法王 māhārāṭri; dhammarāja と

しての側面を示唆するに止まった。また、時代的にいっても、ボードーパヤーの治世のみに限定し、王朝草創期のアラウンパヤー、シンビューシンの時代、イギリスとの衝突によって變化していくであろうコンバウン朝後期の王の時代については、ほとんど言及することができなかった。今後の課題としては、當然のことながら、王権の様々な時代の様々な側面について検討を加えることが必要となってくるであろう。しかし、より重要なことは、關本照夫氏も述べられている如く、こうした權威の表象としての王権が、國家の構造の中で、實際の統治機構、支配裝置の中で、如何に機能し如何なる役割を果たし、權力としての側面を備えていくのかを検證することにあると思われる。そこにおいては、タンバイア氏の提起した Galactic Polity の概念が有効な分析概念となろうし、本稿ではほとんど觸れることのできなかった、アフムダン、アティー層の支配の實相を説明していくことが重要な意味を持つてくるものと思われる。また、權力としての王権を考えていく上で、王族、中央高官を中心とする支配エリート層と王権の間の相剋という問題も貴重な示唆を與えてくれるものと考えられる。後考を期したい。

註

- (1) ビット語の表記は Shiro Yabu, "Table of Transliteration," *List of Microfilms deposited in the Center for East Asian Cultural Studies*, pt. 8, Burma, Tokyo, 1976, p. ix に従ふ。なお、有名な固有名称など一般の慣用的表記に従った。
- (2) コンバウン朝前期の國家構造を分析したもので、W. J. Koenig, "The Early Kônbaung Polity, 1752—1819, a study of politics, administration and social organization in Burma," Ph. D. Thesis, Univ. of London, 1978 など。
- (3) その他、ホーユーバヤー時代については Phayre, Sir Arthur, *History of Burma*, New York, 1969 (1883), pp. 204—31., Harvey, G. E., *History of Burma*, London, 1967 (1925), pp. 264—94., Maung Htin Aung, *A History of Burma*, Columbia Univ. Press, 1967, pp. 185—209., Moi Sô, *Kanbônkhét caetan*, Yankun, 1975, pp. 178—232., Mrahaechuihaylaclâmcampaati, *Akhyeyra Mramanwininâmrâsantîn*, Yankun, vol. 2, pt. 1. (1977), pp. 98—132., pt. 2. (1978), pp. 253—93. 等參照。

- (3) 年代記の性格について Yui Yui, "Kunbhoikhet raaza-
waichuira athokathamyāa," *Journal of Burma Re-
search Society*, 44—2 (1961), U Tet Htoot, "The Nature
of the Burmese Chronicles," D. G. E. Hall ed., *Historian
of South East Asia*, London, 1961, U Tin Ohn, "Modern
Historical Writing in Burmese, 1742—1942," *ibid.*, Ma
Yi Yi, "Burmese Sources for the History of the Kon-
baung Period, 1752—1885," *Journal of Southeast Asian
History*, 6—1 (1965), Than Tun, "Historiography of
Burma," 『民族』9 (1976), Michael Aung-Thwin, "Pro-
phecies, Omens, and Dialogue: Tools of the Trade in
Burmese Historiography," D. K. Wyatt & A. Woodside
ed., *Moral Order and the Question of Change*, Yale
Univ., 1982, 荻原弘明「ミルマの年代記について」『歴史教
育』二二—二二(一九六四) 同「マンナン・ヤーザウ・ン
研究」一・二『史録』五・九(一九七二・七六) 大野徹「ビ
ルマ語の年代記とは何か」『史録』一九(一九八七)を参照。
なお KBZ の記述は英緬戦争敗北後のミルマ朝廷の屈折
した感情を反映している可能性があるが ROB, YY などの
詔教と KBZ の記述の表現を対照する必要がある。『ミ
ルマ』時代の世界観を再構成する必要がある。
- (4) ミルマ暦から西暦への換算を Yui Yui, *Mramma Anga-
lip Prakhadin, edit 1701 hma 1820*, Yankun, 1965, に
従う。
- (5) KBZ II, pp. 41—48, ROB IV, 1787. 6. 9.

- (6) 一七八八年のミルマ使節の雲南到着、北京・熱河への伴送
について『高宗實錄』乾隆五三年六月丙申「丁酉」七月
戊辰「乙亥」八月癸巳の各條、使節との謁見、下賜品につ
いて『同』九月壬戌、癸亥の條及び『欽定大清會典事例
(光緒)』卷五〇を参照。

- (7) 使者の名について KBZ II, p. 48. 及び『高宗實錄』
乾隆五三年六月丙申の條を参照。その行程について
Henry Burney, 'Some Account of the Wars between
Burma and China, together with the Journals and
Routes of three different Embassies sent to Peking by
the King of Ava, taken from the Burmese Documents,'
Journal of the Asiatic Society of Bengal, VI (1837),
pp. 405—51, と實錄の各條を照合すると、雲南の大理以降に
ついてはいずれ一致する。ポードン・バーの答禮使節派遣か
ら北京到着まで一年四箇月餘り経過しているが、これは、雲
南總督富綱が清緬戦争の際の捕虜返還を要求しミルマ使節と
の間に紛糾が生じた結果、彼等の到着を乾隆帝に報告せず、
ほぼ一年もの間、雲南國境で足とめさせていたことによるもの
である (ROB IV, 1787. 11. 8, 11. 16, ROB V, 1788.
1. 3, 1. 24, Burney, op. cit., p. 413. 『高宗實錄』乾隆五三
年六月丙申)。

- (8) 鈴木中正「清・ビルマ國交の正常化——一七七二年——一七
九〇年」『山本達郎博士古稀記念 東南アジア・インドの社
會と文化』下巻 山川出版社 一九八〇 五八一—五九頁。

- (9) 『高宗實錄』乾隆五三年六月「酉」乙卯。

- (10) ROB IV, 1787.6.9. に『同趣旨の返書を載せる。』
- (11) 乾隆帝が自らを兄 *noñto*, ボードーバヤーを弟 *ñito* としつづるのに對して、ボードーバヤーは友 *akratio* としている。同様の表現は、アラウンバヤーが権力を確立する以前の時期のモン、イギリス各王との交渉においても見受けられる (KBZ I, pp. 168—69, ROB III, 1756.5.8, 6.16, 6.28)。これらのことから、モンバウン時代には、ビルマ王が自らを貶める表現を避け強い自尊の念を持っていたことは間違いないと思われる。また、十四、五世紀のアヴァ朝とモン王國との交渉においても同様の表現が見られるが、注意を要するのは、そこにおいては、兩王の年齢を反映して兄、弟という言葉が使われているように思えることである (Ua Kulāa, *Maharajawarhi*, vol. 1, Yankun, 1960, pp. 361—62, 68, 411, etc.)。今後の課題としたい。
- (12) KBZ II, pp. 46—47, ROB IV, 1787.6.9. 稱號の意味は「著名にして秀れた最も偉大なる征服者であり、その榮光は無限でかつ強固で、絶對的な力をもって三界を支配する、賢明なる法王の王」。
- (13) 本来はシャン族の首長を意味する言葉であるが、もう少し廣い意味、すなわち、ビルマ族以外の民族の比較的小規模な政治統合の長を指す言葉として使われる (後述)。
- (14) KBZ II, pp. 64—68.
- (15) 『高宗實錄』乾隆五五年二月癸丑。
- (16) 『同』乾隆五五年三月乙巳。
- (17) 『同』乾隆五五年九月丁酉、十一月丁酉。KBZ II, p. 65

- にみえる使者の名は、ウンジター・チーウン、インターイ
ヘー *wankrisāa kyiiwan rañarañ* (大臣の息子、倉庫
長官、永大爺)、レッヤー・チャウンボー、ベーターイ
lakyakrōhbuil payarañ (右翼兵團長、百大爺) となつて
おり、兩者の記事は一致する。それでは、乾隆五五年の慶賀
請封使は誰が派遣したのか (KBZ, ROB 等には記載なし)
という問題が起ってくるが、これは、鈴木氏の言われる如
く、騰越—バモールトの優位を確實にするために、バモ
ー—ソープワーが乾隆帝の八旬萬壽にかこつけて獨自の判斷
で派遣した偽の使者であつた (鈴木前掲論文六四—六八頁)。
このことは、乾隆帝が八旬萬壽の祝典に諸外國からの朝貢使
を招致しようとし、ビルマにもその意圖があるかを雲南の地
方官に何度となく確認させたこと (『高宗實錄』乾隆五四年
五月丁丑、閏五月辛亥、閏五月閏)、朝貢遣使の第一報の中
で、バモー—ソープワーが今回の朝貢に大きな役割を果たし
ていると述べられている (『同』乾隆五五年二月癸丑) こと
からも、明らかである。
- (18) 稱號の意味は、「著名にして秀れた三界の主、偉大なる龍
王にして法王の王」。サルウエーは、左肩から右脇下へかける
綬、身分階級によってその本数は嚴密に區分されていた。例
えば、王は二四條、皇太子二一條、王子一八、一五條、大臣
一二條、ソープワーは一五、一二、九條である (ROB IV,
1784.6.3, Yü Yü, *Sutesana abhidhamyāhmatu*, Yankun, 1974, pp. 220—21.)。
- (19) KBZ II, pp. 83—84.

- (20) 『高宗實錄』乾隆五八年二月丙子、五月癸卯、七月戊午、八月乙亥。
- (21) KBZ II, pp. 98—99.
- (22) 嘉慶帝は乾隆帝の第十五子。
- (23) 『高宗實錄』乾隆六〇年四月庚寅、七月甲戌、八月癸未、九月辛亥。
- (24) 年代記の記述と清朝の記録を見ると、そこにもビルマ王の大國意識が窺える。すなわち、雲貴總督が车里國境における紛争に關してビルマ王に照會文を送った使者が、清朝皇帝からの使節とされてゐる (KBZ II, pp. 344, 350—55, 358—64. 及び、『大清宣宗成皇帝實錄』道光二年八月戊申、一〇月丙寅、一二月己酉、『清道光朝外交史料』第一冊) 雲貴總督史致光等奏车里土司刀繩武被緬國頭目誘往孟良擬照會該國王轉飭送回摺」等參照)。このほか、嘉慶年間にビルマが朝貢使節を派遣したこと (『大清仁宗睿皇帝實錄』嘉慶五年四月戊子、一六年一二月丙寅、壬申、甲戌、道光初年と同様に國境紛争が生じていること (後述) が、清朝の記録からわかるが、KBZ には記載がない。
- (25) ボードーバーヤーの對イギリス觀を窺わせる史料は少ないが、一七九五年に中國とイギリスの使節が同時に到着した際に、「イギリスの使節は大國が派遣したものである」が、「中國とイギリスの使節は違ふ。余と中國皇帝は同盟を結んだ朋友である」と述べ中國の使節を厚遇した (ROB V, 1795, 6, 14, 7, 8.) ことから、イギリスを輕視してゐたことがわかる。また「同盟」という言葉は、モンハンウン朝になつて

は、ビルマ王が對等とみなす相手に對してのみ用いられたものである。従つて、國王權力が相對的に弱體化した場合には、様々な國家の王に對して用いられる。このことは、フランスバーヤーがモン王「イギリス王に對して「同盟」という表現を使う」(KBZ I, pp. 168—69, ROB III, 1756, 5, 8, 6, 16) 或は英緬戰爭敗北後のモンヒーラーがイギリス王に對して用ひつゝる (KBZ II, pp. 414—24.) などから想像される。

- (26) S. J. Tambiah, *World Conqueror and World Renouncer: A study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background*, Cambridge Univ. Press, 1976, pp. 38—53, 73—101. など ムンパシヤ王權、轉輪聖王の概念について Maung Tin, "Rajadhirāja Vilasini, or The Manifestation of the King of Kings," *Journal of Burma Research Society*, 4—1 (1914), Taung, "Burmese Kingship in Theory and Practice under the Reign of King Mindon," *ibid.*, 42—2 (1956), E. Sarkisyan, *Buddhist Backgrounds of the Burmese Revolution*, The Hague, 1965, pp. 43—97, Koenig, *op. cit.*, pp. 158—217, Dr. Aye Kyaw, "The Institution of Kingship in Burma and Thailand," *Journal of Burma Research Society*, 62—1 & 2 (1979), V. B. Lieberman, *Burmese Administrative Cycles: Anarchy and Conquest, c. 1580—1760*, Princeton Univ. Press, 1984, pp. 65—78, Michael Aung-Thwin, *Pagan: The Origins of Modern*

- Burma, Univ. of Hawaii Press, 1985, pp. 30—68, -do-
 "Divinity, Spirit, and Human: Conceptions of Classical
 Burmese Kingship," Lorraine Gesick ed., *Centers,
 Symbols, and Hierarchies: Essays on the Classical
 States of Southeast Asia*, Yale Univ., 1983. 訳註⁸⁰
- (72) KBZ II, pp. 1—6, ROB IV, 1784.9.4., 9.15., 9.19,
 10.16., YY, pp. 64—65., 105.
- (82) ROB IV, 1784.10.16.
- (83) Charles Paton, "Historical and Statistical Sketch of
 Aracan," *Asiatic Researches*, XVI (1828), pp. 353—81.
- (93) KBZ II, pp. 7—10, 16—17, ROB IV, 1785.1.26.
- (13) "マムンダ" 本来は城郭、城柵や園を意味するが、マムン朝では、
 マムン朝では、様々な意味に用いられるようになった。ま
 わり、町そのものを指す場合、町とその周辺の村々を含む
 行政区劃として用いられる場合、複数の行政区劃を含むマ
 ムン朝の行政区劃として用いられる場合などがあったと考えら
 れる。この"マムン"の概念を規定するマムン朝の
 行政制度、支配の在り方を理解するための重要な作業である
 が、マムン朝の史料を減くはなすに及ばず (F. N.
 Trager & W. J. Koenig, *The Burmese Sitians 1764—
 1886; Records of Rural Life and Administration*, The
 Univ. of Arizona Press, 1979, p. 34. 参照)。また、マ
 ムン朝の"マムン"は第三番目の概念⁸¹
- (32) "マムン"は、第三番目の概念の"マムン"を治める地方長官
 や中央から派遣される。その職掌は、行政のみならず、軍政
- 制度、臣民を管するなどの職掌を (Trager & Koenig,
op. cit., pp. 18—19, 38, Ma Mya Sein, *The Adminis-
 tration of Burma*, Oxford Univ. Press, 1973 (2nd. ed.),
 pp. 32—34, 39—41, John F. Cady, *A History of Modern
 Burma*, Cornell Univ. Press, 1968, pp. 24—27.)。また、
 マムン朝の"マムン"は ROB IV, 1785.2.12. 参照⁸²
- (33) ROB IV, 1785.3.4., KBZ II, pp. 22, 24—25, 37., Paton,
op. cit., pp. 365—66.
- (34) ROB IV, 1787.10.14. "マムン朝の成立に
 関係する、1787.8.18., 11.26., 12.14. 参照⁸³
- (35) ROB IV, 1787.11.13., Trager & Koenig, *op. cit.*, pp.
 88—93., ROB V, 1806.8.13., 10.25., VI, 1810.3.7., YY,
 p. 84.
- (96) 註(83)参照。Than Tun, "Paya Lanma (Lord's High-
 way) over the Yoma (Yakhine Range)," 『マムン・マム
 ン朝の歴史』二五 (一九七二)。
- (13) Michael Symes, *An Account of an Embassy to the
 Kingdom of Ava*, London, 1969 (1800), p. 102.
- (88) ROB V, 1795.7.16., 1806.4.22., 8.7., 8.11., 8.22., VI,
 1807.9.25., 11.23., YY, pp. 84—85, 89—90.
- (89) H. Heras ed., *Fort William-India House Correspondence*, Vol. XVIII: 1796—1800, Delhi, 1974, pp. 474—75,
 495, 532., *Papers relating to East India Affairs: viz.,
 Discussions with the Burmese Government*, London,
 1825, pp. 1—114., Symes, *op. cit.*, pp. 109, 117—21., B.

R. Pearn, "King Bering," *Journal of Burma Research Society*, 23—2 (1933).

- (40) ター側の史料より Damrong 親王が著した Chao Phraya Thiphakrawong 縣「王田中世記」の英語 Thadeus & Chadin Flood tr. & ed., *The Dynastic Chronicles, Bangkok Era, First Reign*, vol. 1: text, Tokyo, 1978. (以後) DC に省略) を利用するものとする。

- (41) KBZ II, pp. 22—37., ROB IV, 1785. 10. 1., 11. 30., DC, pp. 87—115. など Klaus Wenk, *The Restoration of Thailand under Rama I, 1782—1809*, tr. by Greeley Sthal, Univ. of Arizona Press, 1968, pp. 43—62. 参照。

- (42) 金銀の道が通じうる hwehlamhwehlampok という表現は、「同盟」同様、ビルマ王が對等と認めた相手のみに使われる。事實、ホーローバーヤー時代の年代記の記述の中では、この部分を除けば、清朝との交渉の際のみに用いられている(註(23)参照)。

- (43) 「手中の國」は「字義通りに解釋すれば「征服された國」という意味。すなわちビルマ王が武力で征服した國をさすために「國內の内紛に介入するなどして傀儡王を立てるなどかなりの影響力を有する國をも包含する概念であると思われる。従ってビルマ王の認識の中では、名目的な上下関係ではなく實質的な從屬關係として意識されるものと考えられる。

- (44) Symes, *op. cit.*, p. 111.

- (45) KBZ II, pp. 30—39., DC, pp. 91—115, 126—30.

- (46) DC, pp. 134—35.

- (47) KBZ II, pp. 49—54., ROB IV, 1787. 7. 21., etc., DC, p. 134., Wenk, *op. cit.*, pp. 66—68.

- (48) KBZ II, p. 71. の間の事柄は DC, pp. 176—82. に註して取り除くものとする。

- (49) KBZ II, pp. 71—73.

- (50) *ibid.*, p. 74., DC, pp. 182, 185—92.

- (51) KBZ II, pp. 74—83., DC, pp. 192—99.

- (52) KBZ II, pp. 120—25., 2 DC, pp. 209—10, 221—25. など 記載内容と大抵は食料不足など Wenk, *op. cit.*, p. 81. 参照。

- (53) DC, pp. 258, 268—71.

- (54) KBZ II, p. 157., ROB VI, 1807. 1. 4., 1. 19., 1. 21., 3. 13., 3. 14., 3. 16., 3. 31., YY, p. 80.

- (55) 前註より Wenk, *op. cit.*, pp. 91—94.

- (56) ROB VI 及び YY, pp. 66—69, 106—8. 所收の「一八〇七年」一〇年代の詔敕は、タイ攻撃に關する様々な指示が出ている。Cyril Skinner, "The Interrogation of Zeya Suriya Kyaw, A Burmese account of the Junk Ceylon Campaigns of 1809—1810," *Journal of Siam Society*, 72—1 & 2 (1984). など カウワラの勢力伸長に伴うビルマとの對立が雲南國境にまで及んで清朝をも捲込んだことが、『「宗實錄」』『清嘉慶朝外交史料』の記事からわかる(後掲)。

- (57) ター側の史料より S. K. Bhuyan comp., ed., &

- tr., *Tungkingia Burani or a History of Assam*, 1681—1836 A.D., Oxford Univ. Press, 1933. (TB Ⅱ巻巻) を利用する。以下は年代記は三巻に分けられている。注意を要する。第一巻(一六八—一七五二)は編者が同時代の幾つかの Burani を集め整理したもので、第二巻(一七五—一八〇六)は當時のフナムの高官 Srinath Dura Barbara が一八〇四年から二年の歳月をかけて作成したもので、第三巻(一八〇六—二二六)は編者が年代記の體裁をかりて書じたフナム史である。(ibid., pp. xv—xvi.)
- (85) KBZ II, pp. 118—20, TB, pp. 206—7.
- (86) KBZ II, pp. 126—27, ROB V, 1801.7.14, YY, p. 78.
- (87) TB, pp. 201—3, E. Gait, *A History of Assam*, Calcutta, 1967 (1905), pp. 223—33.
- (19) KBZ II, pp. 197—98.
- (29) ibid., pp. 198—200, TB, pp. 204—5.
- (33) KBZ II, p. 199.
- (43) ibid., p. 202, TB, pp. 205—6.
- (59) KBZ II, p. 206.
- (99) ROB IV, 1787.6.9, V, 1806.3.18. など ROB VI, 1807.3.25. の記載に、中國・ビルマの間にある孟連、車里は兩國に仕えており、そのソープワの交代は雙方に通知し承認を得なければならぬ、という記述があり注目値する。また、「フッサム大國の從者であるトリーヤー Tailyaa ソープワ」(KBZ II, p. 197) としての表現がある。ヤンロに對しても同様の表現が見られる (ibid., p. 173)。
- (76) KBZ I, pp. 80—84, 114, 351, ROB III, 1755.6.20, 1756.1.15, 12.19.
- (89) ROB V, 1795.1.28, Than Tun, "The Royal Order (Wednesday 28 January 1795) of King Badoon," 『フナ・フナミナ言語文化研究』二六(一九七三)。
- (89) ROB IV, 1787.9.2, V, 1801.5.10, VI, 1807.3.25, 4.23, 7.23.
- (90) ibid., V, 1806.2.6, VI, 1807.1.15, 1.17.
- (91) ibid., V, 1795.6.27. など Yü Yü, *op. cit.*, pp. 162—64. 參照。
- (92) ROB III, 1759.1.19.
- (93) KBZ II, pp. 125, 126, 128, 188, 195, 196, 269, 273, 參照。
- (74) ibid., pp. 23—24, 50, 122, 150, 202, ROB V, 1788.3.26, VI, 1808.10.2, 10.11, YY, p. 107.
- (75) 特産物の輸入と輸出 ROB V, 1788.1.21, VI, 1807.4.25. 糧食の運搬と輸出 ROB V, 1788.3.21, VI, 1808.10.10, 10.30, YY, p. 108. 參照。
- (76) 註(74) (99) にみられるように、カーマヤが雲南南部の孟連、車里に勢力を伸ばしていく過程でビルマ軍との間に衝突が起ころ、この間の兩軍の動きが清朝官吏の目には國境侵犯と映り、しかもその過程でこれら土司の歸屬が問題となつた。 ROB V, 1805.12.19, 1806.7.24, VI, 1807.3.25, 7.24, 10.5, 11.15, 1810.12.11, 12.13, 12.25, YY, pp. 81, 120—25. 及び『上宗實錄』嘉慶一〇年七月癸亥(一一)

正月丙寅、二月己巳、三月丙寅、十二年九月壬戌、十三年正月己巳、一二月の條、『清嘉慶朝外交史料』第一冊「雲貴總督伯麟等奏查辦孟連土司被邊緬夷人戕殺遺失印信緬甸請求內地興兵一案摺」第二冊「雲貴總督伯麟奏緬甸遣使求援遵旨曉諭不推行摺」「雲貴總督伯麟等奏緬軍撤退邊境肅清摺」「雲貴總督伯麟等奏緬甸邊目稟詞錯誤擬發照會行令該國王查詢虛實摺」「雲貴總督伯麟奏駁飭緬甸邊目稟詞錯誤緣由摺」等參照。

- (77) ROB V, 1806. 4. 23, VI, 1807. 3. 25, 3. 31, 1808. 10. 2.
- (78) KBZ II, pp. 158—59, ROB V, 1806. 4. 23, 4. 24.
- (79) KBZ II, pp. 161—62.
- (80) *ibid.*, pp. 162—65, ROB VI, 1807. 1. 12, 4. 16, 4. 18, 4. 24, 8. 8, 1808. 10. 11, YY, pp. 77—78, 118—20.
- (81) KBZ II, pp. 181—82.
- (82) *ibid.*, p. 189.
- (83) *ibid.*, pp. 189—94, 444 J. Roy, *History of Manipur*, Calcutta, 1958, pp. 63—67, 參照。
- (84) 1807. 1. 12, 4. 16, 4. 18, 4. 24, 8. 8, 1808. 10. 11, YY, pp. 77—78, 118—20.
- (85) KBZ I, p. 168, ROB III, 1756. 5. 8.
- (86) KBZ I, p. 411.
- (87) *ibid.*, pp. 525—31, 33, ROB IV, 1782. 2. 11, 2. 12, 2. 13, 2. 14, 2. 22.
- (88) KBZ I, pp. 540—41, YY, p. 61, Symes, *op. cit.*, p. 99, Father Sangermano, *A Description of the Burmese*

Empire, tr. by William Tandy, London, 1966 (1833), pp. 65—67.

- (89) Symes, *op. cit.*, pp. 101—2, Sangermano, *op. cit.*, pp. 69—70.

- (90) KBZ II, p. 22, ROB IV, 1784. 4. 28, 7. 7, 7. 8, 7. 10, 1785. 2. 20, 7. 18, 7. 23, YY, p. 103, Sangermano, *op. cit.*, p. 69.

- (91) 石井米雄『上座部佛教の政治社會學—國教の構造』創文社一九七五 八一—八二頁。

- (92) 石井前掲書「サンガと國家」「ブタヤ・ラタナローニン期に於ける王權とサンガ」及び註(26)引用文獻參照。

- (93) KBZ I, pp. 320—23, 509—10, II, pp. 211—14, 543—44, III, pp. 52—54, 444—54.

- (94) 石井前掲書一四二頁。

- (95) *Sasanaadārikara Cātām*, Yankun, 1956 (SC 乙略種), pp. 180—90. 生野善應『ジャント上座部佛教史—「カーサヤンンサ」の研究』山喜房佛書林 一九八〇 三九二—九五頁。

- (96) ROB IV, 1782. 3. 10, 6. 3, 1784. 4. 21, 8. 28, SC, pp. 191—93. 生野前掲書一四〇頁。

- (97) ROB IV, 1786. 6. 27, Y, 1788. 3. 7, SC, pp. 198—201, 生野前掲書一四三—九〇 三九五—九八頁。

- (98) KBZ II, p. 147, SC, pp. 203—4, 生野前掲書二七八—八〇 三九八—九九頁。

- (99) ROB IV, 1783. 11. 17. 23 三十年に上るの種のリストを作

成しなかったとあり、これがコンバウン朝最初の試みであった可能性が高う。ROB IV, 1783. 12. 7., 12. 25., 1784. 8. 16.

- (99) ノフマタン、ノナー、*シツタン* Lieberman, *op. cit.*, pp. 96—107, Koenig, *op. cit.*, pp. 115—28, 大野徹「ミャウナン朝ビルマの統治機構と社會構造」『東南アジア歴史と文化』一四(一九八五)一六—二〇頁、西澤信善「コンバウン王朝の社會構造」『社會文化研究』一二(一九八六)等参照。

- (101) Koenig, *op. cit.*, pp. 120—121, 460—61.

- (102) Lieberman, *op. cit.*, pp. 152—81.

- (103) シタタン、*シツタン* Trager & Koenig, *op. cit.*, pp. 1—60, Yii Yii, "Kundonket cactamyāa," *Journal of Burma Research Society*, 49—1 (1966), 大野徹「ビルマの社會と經濟」『アジア經濟研究所』一九七二—三八—七一頁参照。

- (104) 事實、トゥージーの職をめぐる紛争の際に、シタタンを提出したという事實が裁決の基準の一つとなっていた (Mya Sein, *op. cit.*, pp. 45—60.)。なお、世襲的地方權力たる「トゥージー」コンバウン朝の地方行政との關係については、Koenig, *op. cit.*, pp. 226—34, 278—91, 308—20, Yii Yii,

"Kundonketu mūnayaphyupūn," *Prathōncamram-maunihūn cape hūn luhmuretippan gyauay*, 1—2 (1968), pp. 343—95. 参照。

- (105) ROB IV, 1785. 2. 12., VI, 1810. 2. 6., 2. 8., 2. 20., 2. 24., 2. 27., 3. 2., Trager & Koenig, *op. cit.*, pp. 51—55.

- (106) 關本照夫「東南アジアの王權の構造」『現代の社會人類學』三 東京大學出版會 一九八七。

- (107) Tambiah, *op. cit.*, pp. 102—58.

- (108) Koenig, *op. cit.*, Lieberman, *op. cit.* でも述べられている如く、國家による人的資源の掌握と、これを考える際には、その枠外にあった、支配エリート層配下の家人や債務奴隸、及び佛塔奴隸の問題の解明が必要だと思われる。そして、こうした私的領域に位置する部分をめぐる國王と支配エリート、國王と佛教との關係を考察していくことによって、權力としての王權の一端が窺えるのではないかと考える。

〔附記〕 本稿で利用した史料、ビルマ語文獻の収集にあたって、石井米雄京都大學教授、及び外務省専門調査員としてビルマ滞在中種々の便宜を與えて下さった橋正忠、塚本政雄兩大使、佐久間平喜参事官、加島章好書記官より御理解ある援助を戴いた。記して感謝の意を表した。

Bābur always took Ḥaydar by the side of himself and encouraged Ḥaydar to study. After nearly one year's stay in Kabul, Ḥaydar accompanied Bābur on an expedition to Central Asia and entered Samarkand with Bābur triumphantly. But, being unable to hold Samarkand, Bābur retreated to Ḥiṣar, from where Ḥaydar separated from Bābur and went to Andijan to join Sa'id Khān. Thus close and warm relationship between Bābur and Ḥaydar, which lasted almost three years, came to an end.

5. Bābur and Ḥaydar set a high value on each other's abilities. Ḥaydar in particular regarded Bābur as the most talented prince in the house of Timur.

6. Since Ḥaydar held Bābur in such a high respect, it is probable that Ḥaydar conducted himself after the model of Bābur in many respects. If it be true, it is also probable that Ḥaydar's *Tārīkh-i Rashīdī* was composed after the model of Bābur's *Bābur-nāma*.

The author wants to make certain of the last presumption by comparing the structure, contents and style of the two histories in another paper.

CONCERNING THE FOREIGN POLICY OF KING BODAWPAYA —a Study of Kingship in Burma's Konbaung Dynasty

WATANABE Yoshinari

It can be said that in the early Konbaung dynasty, through repeated foreign invasions by successive rulers, the territory of the Burmese realm was greatly expanded. Most of the previous research on this topic has attributed these wars to the ambition and bellicose character of the kings. However, the question has never been resolved of why these kings were engaged in unrelenting foreign wars that might have threatened the existence of the state itself. This essay attempts to posit one answer to this question by reexamining the foreign policy of King Bodawpaya.

A perusal of the chronicles and royal orders reveals that Bodawpaya's

foreign wars were based on an idea of foreign relations that meant to establish an ideal world where he would be "The King of Kings." For Bodawpaya, who came to the throne in a manner close to usurpation, in addition to strengthening royal power and internal control, the promotion of himself as the ruler of "the world", whose absolute existence transcended Burma itself, was a necessary and indispensable policy. This assertion of the legitimacy of royal power can also be seen in Bodawpaya's religious policies.

This group of policies, that were meant to exalt the authority of the king, could also only be carried out by effecting internal control based on expanded financial and human resources. In this way, the policies of the *ahmudan* lists and the *sit-tàn* reports that were introduced at the beginning of the reign were perhaps highly significant. That is to say, the consolidation of the internal control apparatus and the conduct of foreign wars were policies that were closely connected to each other, and which, by being carried out at about the same time, could mutually reinforce each other.